

令和5年度 岩手県出資等法人運営評価レポート

令和5年9月

総 務 部

No. 29 公益社団法人岩手県農業公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益社団法人岩手県農業公社		所管部局 室・課等	農林水産部 農業振興課	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 上田 幹也	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和46年3月29日		事務所の所在地	〒020-0884 岩手県盛岡市神明町7番5号	
	(平成24年4月1日 社団法人岩手県農業公社から移行)		電話番号	019-651-2181	
			HPアドレス	https://www.i-agri.or.jp/	
資(基)本金等	40,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	35,000,000 円	87.5%
設立目的	農用地の利用の効率化及び高度化の促進をはじめ、農業構造の改善に資する事業等を推進するとともに、優れた農業担い手の育成確保を図り、もって岩手県農業の発展及び農村地域の振興並びに地域住民の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。				
事業内容	1 農用地の利用の効率化及び高度化に関する事業 2 農業の担い手の確保、育成及び定着促進に関する事業 3 農用地の造成及び整備並びに農業用の施設及び機械等の整備に関する事業 4 農業用の施設及び機械等並びに繁殖雌牛の貸付に関する事業 5 国、県又は市町村等からの農業振興に係る業務の受託及び請負に関する事業 6 耕起、播種及び収穫等の農作業の受託に関する事業 7 南畑地区事業用地の処分に係る宅地建物取引業 8 粗飼料の生産及び供給に関する事業 9 1～8以外で、目的を達成するために必要な事業				
常勤役員の状況	合計	4 名	うち県現職	0 名	うち県OB 3 名
	平均年収 ※	5,718 千円	平均年齢 ※	62.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	65 名	うち県派遣	1 名	うち県OB 6 名
	平均年収 ※	4,461 千円	平均年齢 ※	46.8 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	農地中間管理機構として、農地中間管理事業による農用地の利用の効率化及び高度化を促進
2	青年農業者等育成センターとして、新規就農者の確保・育成等による農業の健全な発展と農村の活性化に寄与
3	畜産公共事業の事業指定法人として、農業の生産性向上、望ましい畜産物の生産構造の確立
4	暗渠排水工事の独自工法を活用した、農業経営基盤の強化と農用地有効利用を進める。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

国及び県の施策との整合性を図りながら、県全域において、農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、粗飼料生産及び供給等、農業振興に係る多岐にわたる事業を、市町村や農業団体との連携の下に実施している唯一の団体である。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、粗飼料生産及び供給等、多岐にわたる事業を実施し、当該事業遂行に係るノウハウの蓄積があり、かつ、県内の関係機関・団体との間で連携体制が構築されていることから、県直営と比較し、的確・迅速・効果的な事業執行が可能である。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、農用地の造成及び整備、畜産経営基盤の強化、農業振興業務の受託及び請負並びに粗飼料の生産及び供給等を行う唯一の公益法人であり、岩手県の農業の発展及び農村の振興等に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	農地中間管理事業による農地の利用集積面積	① 1,100ha	1,059ha		
取組内容	県、県農業会議、県農協中央会、県土地連及び当社の県域5機関で策定した「地域農業マスタープランの実践に向けた農地集積・集約化の推進方針」に掲げる担い手への農地集積目標の達成に向け、県、市町村等関係機関・団体と連携を図りながら、地域農業マスタープランの実践と農地の集積・集約化を進めた結果、新規貸付面積は1,059haとおおむね目標を達成できました。				
課題	令和5年4月から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、令和6年度までに市町村が地域農業マスタープランを基礎として地域計画を策定すること、また地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めることとされたことを受け、県農業会議等の関係団体と連携して地域計画の策定を支援するとともに、地域農業マスタープランの集中支援モデル地区や基盤整備事業実施地区における農地中間管理事業の活用を推進する必要があります。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	新規就農者の確保数：R1～R3 就農相談活動数（相談会回数）：R4	① 就農相談活動数（相談会回数）20回	12回		
取組内容	県から新規就農相談会開催・運営業務を受託し、「新農業人フェアinいわて」及び「農業を始めた人の相談会」において就農相談活動を行いました。 相談会回数の目標は委託業務の事業量が見込みを下回ったため未達成となりましたが、相談会においては、前年度を上回る121名の参加者に対し、相談対応等を行うことができました。				
課題	農業を担う人材を幅広く確保し、就農から経営発展まで一貫してきめ細かなサポートを実施するために県が設置した県農業経営・就農支援センターの構成員として、関係機関・団体と連携を密にしながら、新規就農希望者の確保・育成に向けて取り組む必要があります。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	畜産公共事業の実施量	① 4地区、435百万円	5地区、851百万円（うち繰越416百万円）		
取組内容	草地畜産基盤整備事業では、継続4地区（葛巻第二地区他）で粗飼料の生産基盤や畜舎等の整備に取り組みしました。資材・燃料等の高騰の影響により事業経費が増となるなかで必要な予算の確保に努め、計画どおり2地区で事業を完了させました。また、令和5年度事業開始に向けて整備計画の策定業務を行いました（田野畑地区）。 畜産環境総合整備事業では、1地区（久慈市夏井地区）で老朽化が著しい堆肥処理施設の設備改修を行い、計画どおり事業を完了させました。				
課題	安定した事業量を確保するため、行政と一体となって計画的な新規地区の掘り起こしを行っていく必要があります。				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	暗渠排水工事（INK工法）の受注面積（県営工事）	① 270ha	107.4ha		
取組内容	南方地区（奥州市）など23地区で暗渠排水工事を受注し、計画的に施工しましたが、工事資材高騰等の影響から、暗渠排水工事の事業量が縮小されたため目標を下回りました。				
課題	県営ほ場整備事業地区で実施されている整地工が完了した後は、暗渠排水工事の需要増が想定されることから、事業量の変動に対応できるような受注体制の整備に取り組む必要があります。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	南畑地区事業用地の販売	① 販売エリア1区画の販売	売買仮契約 1区画		
取組内容	宅地付き農地の販売促進のため、定期的な環境美化活動の実施や公社のホームページでの四季の様子を紹介に加え、理事長が「在京岩手産業人会新春岩手の集い」においてトップセールスを実施しました。令和5年3月には、1区画の売買仮契約を締結しました。				
課題	県、雫石町、NPO法人、公社で構成する「雫石町南畑・コテージむら計画策定検討会議」において、新たな計画の策定を進めているところであり、今後は、この計画を踏まえながら事業用地の販売につなげていく必要があります。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	累積損失の解消	① 一般正味財産期末残高 △310,323千円	△395,114千円		
取組内容	累積欠損の解消に向け、収益事業の受注増やコストの縮減に取り組みましたが、暗渠排水工事の受注量が計画よりも減少したため、当期一般正味財産増減額が5,194万円余りマイナスとなりました。				
課題	収益事業の受注量を安定的に確保すること、コスト縮減や現場経営の効率化等に取り組むことなどにより、引き続き長期的な累積欠損の解消に向け取組を進める必要があります。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	事業の進捗管理の徹底	① 自己点検マニュアルに基づく進捗管理	実施		
取組内容	補助事業、委託事業等の不適切処理を未然に防ぐため、独自に作成した補助事業等の自己点検実施要領に基づき、担当部ごとに各部長が点検表を活用して年2回の点検を実施し事業の進捗管理を行いました。				
課題	今後も補助事業等の適正な執行に向け、定期的に進捗管理を行う必要があります。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	体系的な職員研修による人材育成	① 県への派遣研修1名 ② 県からの職員派遣1名	1名 1名		
取組内容	令和4年度職員研修計画に基づき、農業分野での幅広い見識を持った職員を養成するため、県への派遣研修を実施するとともに、県職員の受け入れを行いました。				
課題	今後も人材育成の観点から、施策遂行能力の向上に有効な県への派遣研修を実施するほか、農地中間管理事業等に適切に対応していくため、県からの職員派遣を継続する必要があります。				
5	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の安定的な確保	① 職員新規採用3名	8名		
取組内容	退職者の補充等のため、4月に新たに8名の職員を採用したほか、2月には、有期雇用職員1名を正職員に採用し、事業推進体制の確保に努めました。				
課題	今後も事業等の見通しや将来の年齢構成を見据えて、計画的・弾力的に職員を確保していく必要があります。				
6	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	現場技術者や機械オペレータの確保・育成	① 北海道公社等との交流による確保 臨時雇用の確保等 ② 臨時雇用の確保	0名 2名		
取組内容	① 県営暗渠排水工事の受注量が計画よりも減少したため、北海道公社等との交流によるオペレーターの確保は見送りました。 ② 暗渠排水工事の臨時雇用として、オペレーターの季節雇用を2名確保しました。				
課題	① 他道県公社等との交流は、収益事業の受注動向を踏まえながら、連携体制を継続していく必要があります。 ② 現場のコスト管理の意識醸成や業務の効率化等による担当職員の負担軽減を図り、受注量の増加にも対応できる体制を整備する必要があります。				

7	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	INK工法による水田の汎用化の推進と地下かんがい工法の現地普及	① 暗渠排水工事（県営＋団体営）311ha 県・関係機関と連携し、INK工法のPR ② 県・関係機関と連携し、INK工法のPR	150.2ha 県農研センターと実施		
取組内容	① 県営工事では南方地区（奥州市）など23地区で、土地改良区や市町村が発注する団体営工事では遠野地区（遠野市）など14地区で、農業者からの小規模な工事では花巻市など8地区で工事を受注し計画的に施工しましたが、工事資材高騰等の影響から、暗渠排水工事の事業量が縮小されたため目標を下回りました。 ② 農業研究センターからの依頼により、新たに地下かんがいやモミガラの状態調査及びGPSの活用について、遠野地区及び農業研究センター敷地内で試験施工を実施するとともにINK工法の説明を行いました。				
課題	計画した受注量が確保できるよう、INK工法の品質向上に取り組むとともに、INK工法の効果の持続性や維持管理のポイント、畑地利用の事例等を取りまとめ、引き続き土地改良区等の関係機関へのPR活動を積極的に行う必要があります。				
8	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	粗飼料広域生産供給事業の着実な拡大とスマート農業への挑戦	① デントコーンロールサイレージの生産販売12ha ② スマート農業の導入・拡大	12.4ha 自動操舵・GNSSの活用		
取組内容	① デントコーンは、早生品種の作付けにより適期に収穫を終えることで品質を確保し、計画どおりの販売契約及び引渡しを行いました。 ② 粗飼料生産において、自動操舵システムを活用した高能率・高精度作業の実証を行いました。また、草地造成の出来形測量や暗渠排水工事の計画及び出来形測量において、GNSS（衛星測位システム）を活用し、業務の効率化・省力化に取り組みました。				
課題	① 良質な粗飼料の安定生産に向けて、引き続き、研修会等への積極的な参加や農業改良普及センター等からの助言をもとに、マニュアルの整備などを通じて栽培技術の向上を図る必要があります。 ② 粗飼料生産や暗渠排水工事でのドローンや自動操舵システムなど先進技術の利活用によるコスト縮減や効率化に向け、継続して取り組む必要があります。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		2	1	3		2	1	4		3	1
非常勤	12	1		11	14	1		13	12	1		11
計	15	1	2	12	17	1	2	14	16	1	3	12

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	22 (1)	12 (1)	1 (1)	9	19 (1)	12 (1)	1 (1)	6	16 (1)	9 (1)	1 (2)	6
	一般職	51	38		13	49	40		9	49	41		8
	小計	73	50	1	9	68	52	1	6	65	50	1	6
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	20			2	22			3	24			4
	小計	20			2	22			3	24			4
計		93	50	1	11	90	52	1	9	89	50	1	10

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-59	60歳以上	計
常勤	管理職				1	10	5	16
	プロパー				1	8		9
	県派遣					1		1
	県OB					1	5	6
	その他							
	一般職		5	15	17	6	6	49
	プロパー		5	11	15	5	5	41
	県派遣							
	県OB							
非常勤	一般職			4	2	1	1	8
	小計		5	15	18	16	11	65

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

管理職に占めるプロパーの割合が高くなっています。

〔県の関与の状況について〕

県から、引き続き1名を管理職として受け入れています。

〔職員の年齢構成について〕

中途採用職員の割合が高いこともあり、プロパー職員は、30代と40代の比率が高くなっています。

(単位：千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
貸借対照表	資産	3,515,231	3,482,319	2,991,050	▲ 491,269
	流動資産	1,530,879	1,525,134	1,096,113	▲ 429,021
	うち現預金	23,674	50,331	49,424	▲ 907
	うち有価証券	0	0	0	0
	固定資産	1,984,352	1,957,185	1,894,937	▲ 62,248
	基本財産	0	0	0	0
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	特定資産	1,841,531	1,815,194	1,699,562	▲ 115,632
	うち投資有価証券	1,794,942	1,767,965	1,396,113	▲ 371,852
	その他固定資産	142,821	141,991	195,375	53,384
	うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債	2,072,834	2,055,663	1,738,265	▲ 317,398
	流動負債	1,886,302	1,848,201	1,497,683	▲ 350,518
	うち有利子負債	1,146,503	1,466,702	1,127,130	▲ 339,572
	固定負債	186,532	207,462	240,582	33,120
	うち有利子負債	0	0	0	0
正味財産増減計算書	正味財産	1,442,397	1,426,656	1,252,785	▲ 173,871
	指定正味財産	1,797,680	1,769,823	1,647,899	▲ 121,924
	一般正味財産	▲ 355,203	▲ 343,167	▲ 395,114	▲ 51,947
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	経常収益	3,477,273	2,514,288	2,838,296	324,008
	経常費用	3,428,824	2,503,085	2,894,725	391,640
	事業費	3,404,193	2,479,772	2,873,463	393,691
	うち人件費	502,541	491,015	453,555	▲ 37,460
	うち支払利息	7,624	8,956	8,098	▲ 858
	管理費	24,631	23,313	21,262	▲ 2,051
	うち人件費	13,724	12,859	11,782	▲ 1,077
	評価損益等増減額	0	0	0	0
	当期経常増減額	48,449	11,203	▲ 56,429	▲ 67,632
	経常外収益	0	1,045	4,614	3,569
	経常外費用	0	0	0	0
県の財政的関与	当期経常外増減額	0	1,045	4,614	3,569
	法人税、住民税及び事業税	132	132	132	0
	当期一般正味財産増減額	48,317	12,116	▲ 51,947	▲ 64,063
	当期指定正味財産増減額	31,912	▲ 27,857	▲ 121,924	▲ 94,067
	正味財産期末残高	1,442,397	1,426,656	1,252,785	▲ 173,871
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	長期貸付金残高	0	0	0	0
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0
	損失補償(残高)	86,993	95,883	91,065	▲ 4,818
	補助金(運営費)	0	0	0	0
	補助金(事業費)	196,381	177,454	175,756	▲ 1,698
	委託料(指定管理料除く)	28,871	28,009	39,341	11,332
	指定管理料	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
財務指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
	自己資本比率(%)	41.0	41.0	41.9	0.9
	流動比率(%)	81.2	82.5	73.2	▲ 9.3
	有利子負債依存度(%)	32.6	42.1	37.7	▲ 4.4
	管理費率(%)	0.7	0.9	0.7	▲ 0.2
	人件費比率(%)	15.1	20.1	16.1	▲ 4.1
	独立採算度(%)	101.4	100.5	98.2	▲ 2.3
	総資本当期経常増減率(%)	3.4	0.8	▲ 4.5	▲ 5.3
財務評価		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
		A	A	B	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
畜産公共事業の事業の繰越で事業量は増となりましたが、収益事業の暗渠排水工事業の県からの受注が減少したため、当期一般正味財産増減額がマイナスとなりました。

〔県の財政的関与について〕
畜産振興部門、及び就農支援事業部門の事業を新規で受託したため、委託料が増加しました。

〔財務指標・財務評価について〕
暗渠排水工事業の県からの受注が減少したため、当期一般正味財産増減額が5,194万円余りマイナスとなりましたが、令和5年度は増が見込まれることから、概ね良好と判定しました。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	県の施策に沿い、本県農業の発展及び農村地域の振興のため、担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の確保と青年農業者等の育成支援、国の畜産公共事業等による生産基盤の整備、水田の汎用化のための暗渠排水工事を実施しており、県施策推進における役割を果たしていると考えています。
所管部局	本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、農用地の貸借・売買、新規就農者の確保・育成、農用地の整備、畜産経営基盤の強化などに資する事業を着実に推進することにより、本県農業の発展及び農村地域の振興に寄与している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	農地中間管理事業の推進に関する法律に定める県内で唯一農地中間管理事業を実施できる団体「農地中間管理機構」として県から指定されており、担い手へ農地集積を図る取組を行っています。 畜産公共事業では、公社が県に代わって事業を実施できる「事業指定法人」として県から承認されており、受益農家から委託を受けて飼料基盤や牛舎等施設の整備を行っています。 新規就農者確保の取組では、県から県内最大規模となる就農相談会の開催等の業務を受託し、就農相談に関するノウハウを生かして対応に当たりました。 暗渠排水工事では、県の標準工法である自動埋設型暗渠の施工において、公社独自の「INK工法（ドレンレイヤー＋補助暗渠）」を導入し、受益農家から高い評価を得ています。
所管部局	県では、本法人を、農用地の売買・貸借を行う農地中間管理機構、畜産公共事業を行う事業指定法人として指定しているほか、新規就農者支援においては、県が設置した県農業経営・就農支援センターの構成員として新規就農者の確保・育成に関する取組を促進しており、市町村や農業団体と連携しながら各取組を推進する上で、重要な役割を果たしている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	一人一人が自ら考え、自ら行動する高い意識と能力をもった職員を育成するため、「岩手県農業公社における職員研修等に関する取組方針」及び「第5次経営改善実行計画」に基づき、職員全体研修等の内部研修及び県への派遣等の外部研修を実施したほか、資格・免許等の取得を支援しました。 また、「職員評価実施要領」及び「職員満足度等調査実施要領」を定め、評価シートや職員満足度調査の内容をもとに全職員を対象として面談を行い、業績への貢献と努力を評価し、有能な人材の育成に取り組んでいます。
所管部局	令和4年度期首に、新たに8名の職員を採用したほか、経験を積んだ有期雇用職員等1名を正職員として採用し、事業推進体制の確保に努めるとともに、働き方改革の推進など業務の効率化や勤務条件の整備、専門知識を習得するための研修の充実などに取り組んでいます。 また、職員評価制度を導入し、職員の努力や実績に基づく評価を行うことにより、職員のモチベーションの向上や主体的な業務遂行が促進されている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	令和4年4月に「公社職員コンプライアンスマニュアル」を改訂し、年2回の職員全体研修会で周知徹底を図ったほか、チェックシートによる職員の自己検証を実施し、ほとんどの項目で「良好」となりました。今後もリスク管理体制の強化に向け、適宜必要な見直しを行うとともに、チェックシートによる自己検証を継続していきます。 また、事務処理・会計処理の適正確保のため、財務処理規程等を見直したほか、「補助事業、委託事業、受託事業及び請負工事に係る自己点検実施要領」に基づき、各部長が年2回の自己点検を実施しており、これにより不適切処理が未然に防止されていることから、引き続き補助事業等に関する自己点検を実施していきます。
所管部局	職員の能力向上や法令遵守のため、「公社職員コンプライアンスマニュアル」を活用した職員全体研修の実施やチェックシートによる自己検証などの取組を行うとともに、「補助事業、委託事業、受託事業及び請負工事に係る自己点検実施要領」に基づき各部長が定期的な事業の進捗管理等を実施するなど、リスク管理対策が徹底されている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	経営改善に向け、部門ごとに収支予算計画を作成し、計画を達成するために必要な取組を経営改善目標としています。 取組の推進に当たっては、定例の部長会議や四半期ごとの役員報告による進捗確認を行うとともに、県との意見交換等で分析検討を行っています。 令和4年度は、円安に伴う資材価格の高騰等により収益事業の計画に影響が生じたことから、今後の適切な経営環境の確保等に向けて、中期経営計画（R5～R8）の策定と併せ、第5次経営改善実行計画の見直しを行いました。
所管部局	毎週の定例ミーティングや四半期毎の業務進捗状況確認のほか、県との意見交換を密に行い、事業計画の達成に向けた軌道修正や改善を行っている。 また、解決すべき課題や情勢の変化に対応し、中期経営計画（R5～R8）の策定及び第5次経営改善実行計画の見直しを行い、経営改善のために必要な組織のマネジメントや収益事業等における重要事項を経営改善目標に設定し、達成に向けて取り組んでいる。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県は、本法人を農用地の貸借・売買を行う県内唯一の団体である農地中間管理機構として指定しており、国及び県の施策との整合性を図りながら、農地中間管理事業を円滑に推進するため、事業制度や行政事務に精通した人材が必要であることから、県職員1名を派遣している。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを使って、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、決算、中期経営計画、役員給与・退職金・県の財政支援等の情報を公開するほか、業務の理解を促すために「農業公社の概要」のしおりやパンフレットを掲載しています。今後も、見やすいホームページづくりに取り組んでいきます。
所管部局	決算関係や事業報告等の書類のほか、法人が行っている就農支援等の取組についても掲載している。誰にでも見やすくわかりやすいホームページの構成とし、適切に情報更新を行うことにより、情報公開を推進している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 経営改善目標として設定している「事業の進捗管理の徹底」について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	県出資等法人指導監督要綱に基づき、外部の専門家による外部経営調査を受け、第5次経営改善実行計画を改訂する必要があるとの提言をいただきました。 この提言を踏まえ、中期経営計画（令和5年度～令和8年度）を策定するに当たり、「事業の進捗管理の徹底」に係る目標値を定量的な指標にするなど、目標値を見直しました。	R5.3
	2 法人は、公益目的事業として農地中間管理事業や就農支援事業のほか、収益事業として雫石町の南畑地区において事業用地販売（宅地付農地の分譲販売）を行っています。南畑地区事業用地販売の経営改善を目的として、令和2年度、当該事業用地の不動産鑑定評価を実施し、令和3年度には、法人及び県・雫石町の3者で、当該事業用地の活用策について協議する検討会議を立ち上げ、鋭意取組を行っているところです。そうした状況を踏まえて、令和2年3月に法人が策定した「第5次経営改善実行計画（令和2年度～令和6年度）」において示した収支計画について、上記検討会議における議論の内容を反映させた形で、改めて収支の見通しを策定する必要があります。	実施済	県出資等法人指導監督要綱に基づき、外部の専門家による外部経営調査を受け、公社及び県・雫石町の3者で検討会議を立ち上げるなどの南畑地区事業用地販売の経営改善の取組を行っている状況を踏まえて、第5次経営改善実行計画を改訂する必要があるとの提言をいただきました。 この提言に加え、新たな雫石町南畑・コテージむら計画の策定に向けて検討が進められている状況等を踏まえ、中期経営計画（令和5年度～令和8年度）の策定と併せて、第5次経営改善実行計画（令和2年度～令和6年度）を見直しました。	R5.3
所管部局	1 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	農業経営基盤強化促進法等の改正により、国及び県の施策として、農地の集約化等の取組を一層促進していくため、本法人の果たす役割は、重要となっている。法人と県が連携・協働により、農地中間管理事業を円滑に推進するためには、事業制度や行政事務に精通した県職員の派遣が必要と考えている。 県職員の派遣については、関係法令の趣旨に則って、毎年度、県の関与の必要性及び妥当性を十分検討した上で実施している。	R5.3
	2 今回、法人に対して指摘した項目2について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。	実施済	「雫石町南畑・コテージむら計画策定検討会議」における検討等を踏まえ、中期経営計画（令和5年度～令和8年度）の策定と併せて、「第5次経営改善実行計画（令和2年度～令和6年度）」の見直しにおいて積極的に関与した。	R5.3

【令和4年度指摘事項】

指摘事項		取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	実施済	令和4年度に最終年度を迎えた中期経営計画では、各部署ごとに取組内容を総括するとともに、経営環境分析を行い、実効性のある対応策を検討しました。 これらの検討結果や県の第2期アクションプランを踏まえ、経営改善目標、具体的な取組内容及びスケジュールを取りまとめ、新たな中期経営計画（R5～R8）を策定しました。	R5.3
	3	実施済	現行の中期経営計画（R1～R4）の事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容について、法人、関係課と評価を行い課題を明らかにするとともに、解決すべき課題や情勢の変化に対応した実効性の高い取組や具体的な工程の検討を行うなど、次期中期経営計画（R5～R8）の策定に積極的に関与した。	R5.3
所管部局	1	実施済	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	R5.3
	3	実施済	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	R5.3

